

# 水俣学通信

第 35 号  
2014.3.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



恵比寿様シリーズ15 津奈木町のえびす様 (写真: 水俣学現地研究センター)

## 目 次

### 論説:

「下田良雄さん逆転認定 行政の恣意に翻弄されながらも意志を貫いた水俣病患者」…… 2

花田昌宣

「水銀条約の締結と日本の課題」…… 3

中地重晴

### 報告:

「東北タイルーイ県のナ・ノン・ボン村を訪れて—鉱山開発と健康—」…… 4

下地明友

「中国淮河の現地訪問」…… 5

花田昌宣

水俣学研究センターML 配信のご案内

…… 5

「新たな資料の公開」…… 6

井上ゆかり

「水俣市湯出の産廃計画跡地に『メガソーラー』? ~太陽光、風、水は誰のものか~」…… 6

宮北隆志

「新たな発見と驚き~みなまた地域研究会の活動を通して」…… 7

永野隆文

水俣学研究センター日録…… 8

## 《論説》

## 下田良雄さん逆転認定 行政の恣意に翻弄されながらも意志を貫いた水俣病患者

水俣学研究センター長 花田昌宣



2013年11月1日、下田良雄さんが水俣病に認定された。この件は熊本では大きく報道されたので多くの方がご存知のことと思う。

このニュースは、おりしも、下田さんも原告として加わっている水俣病第二世代訴訟の法廷が開かれており、原告たちが水俣病ではないとする国・熊本県側の医師の証人尋問の最中に伝わってきた。

下田さんは1948年1月水俣市湯出(湯の鶴温泉から少しくだったところ)に生まれ、1963年中学卒業まで暮らし、その後水俣市内での仕事を経て県外に出て1975年帰郷し、水俣市の魚市場に長く勤めておられた。水俣病の第1号患者とされる田中実子さんのお姉さんと結婚され、長く実子さんのケアをされてきた方である。1995年の政治解決の時に、給付申請をされたが非該当として却下されていた。

そこで、下田さんは、周りの支援者らの勧めもあり、原田正純医師の診察を受け、2002年3月に認定申請した。2003年3月熊本県から棄却するとの通知を受け、4月に熊本県に異議申し立てを行ったものの、2006年3月却下された。そこで同年4月に公害健康被害補償不服審査会に対して、原処分を取り消しを求めて行政不服審査請求を行っていた。

さる10月25日不服審査会は熊本県知事の棄却処分を取り消す旨の裁決を下し、それを受けて熊本県知事が、11月1日、認定審査会を開かず、職権で水俣病と認定したものである。

この逆転裁決は、昨年4月の認定義務づけをめぐる最高裁での、国の示す水俣病の判断条件に合致しない場合でも水俣病に認定しうるとの判決に基づいて、不服審査会としての判断を示し、最高裁判決の趣旨に従って下田さんを水俣病と認定すべきであると結論づけたものであった。

ところが、環境省の谷津事務次官は直ちに、下田さん



11月1日蒲島熊本県知事(右)から認定通知とともに謝罪を受ける下田良雄さん。  
(写真:水俣学現地研究センター)

のケースは個別事例であり、認定基準は変更しないとの見解を示した。

熊本県の棄却理由は、有機水銀に対する暴露歴は認められるものの、症候については、

神経学的に、四肢末梢優位の感覚障害以外は認められず、判断条件の症候の組合せを満たしておらず水俣病ではないというもの。

上に記したように、下田さんは、水俣病被害者互助会の第二世代訴訟の原告であった。この訴訟の中では、熊本県側は、認定審査とは異なり水俣湾から10km以上離れた水俣市湯出に生まれ育ち、毎日魚介類を摂食していたとは考えられず、「メチル水銀中毒症を発症するおそれのある高濃度のメチル水銀暴露があったとは認められない」とし、感覚障害は脊椎症ならびに腰椎ヘルニアによるものと主張して、加えて原田正純医師の診断書は信頼できないとしていた。

不服審査会の裁決書では、2013年4月の溝口さん、大阪のFさんの認定義務づけに関する最高裁判決を引用し、公健法による認定とは「現に生じた『発生の機序』を内在する客観的事象としての疾病」であり水俣病の病像は一つであるとし、52年判断条件(に示された症候の組合せ)に適合するものを水俣病と認定できるとしても、それだけが水俣病だけではないとし、判断条件を満たさない場合でも、認定できるとした。また、Fさんの認定棄却処分についても、平成19年に水俣病ではないとの裁決を下したが、それについても最高裁判決が妥当であったと記述している。

不服審査会の判断は、熊本県も認めていたメチル水銀の暴露歴を認め、四肢の感覚障害について、X線写真や他の疾患を検討した上で水俣病以外の原因によるものではないとし、「公健法における水俣病として、行政認定することが相当である」と結論づけた。

下田さん認定については多くのことがいえ、別途詳しい報告をすることとするが、95年の政治解決で水俣病に見られる症状がないとして非該当となったため、認定申請ができ、棄却された後行政不服で認定されたケース。もし、95年の政治解決で該当となり医療手帳が給付されていれば、認定申請もできず、水俣病と認定されることもなかった。行政の恣意的な施策が、下田さんを水俣病として認定される道を開いたことになり、第二世代訴訟の原告たちの中で一番早く認定されたわけだが、他の原告たちも同様である。

熊本県や環境省は最高裁判決や今回の裁決の意味を踏まえて、被害者の補償救済にかじを切るべきであり、それが不知火海沿岸にまだまだ多数いる同様の人々への補償救済につながると考えられる。

## 《論説》

## 水銀条約の締結と日本の課題

水俣学研究センター事務局長 中地重晴



## はじめに

昨年10月10日熊本市で、水銀規制に関する水俣条約が締結された。現在、94か国とEUが調印し、アメリカが批准している。今後50か国の批准で、発効することになる。国際的な慣例に従えば、開催地名をとって、熊本条約となるはずが、事前に、水俣条約と名付けることが外交交渉で決められていた。水俣病被害者への補償が不十分であり、水俣病問題が未解決な現状で、水俣条約と冠することに、NGOや被害者団体から疑問が投げかけられ、国際的には水銀条約と呼ばれている。

## 水銀条約の経過

UNEP(国連環境計画)は2002年に実施した世界水銀アセスメントで、「先進国では水銀の使用量は削減されているが、大気中に排出される水銀は増加傾向にある。開発途上国では小規模金採掘などで水銀が使用されている。大気や水に放出された水銀は、低濃度曝露でも、食物を通して人体に入ると、神経の発達障害、不妊、心臓病などの原因となる。クジラや魚類など野生生物に蓄積していて、環境リスクが高い」と判断し、国際的な水銀使用の規制が必要であると結論付けた。2009年から政府間交渉(INC)が5回行われ、2012年2月の管理理事会で承認され、昨年10月の締結会議には、約140の国と地域が参加した。

## 水銀規制国際条約の内容

今回締結された水銀条約の内容は、「①新たな水銀鉱山の開発禁止。②塩素アルカリ工程での使用を期限内に廃止。③輸出入は締約国間の同意を条件に許可された用途以外は認めない。④9分野の水銀添加製品を期限内に廃止。⑤小規模金採掘に伴う水銀の使用、排出削減に努力。⑥大気・水・土壌への排出削減。⑦汚染サイトの特定と評価、リスク削減。⑧条約規制の推進と順守を管理する国際委員会(事務局)の設置。⑨締約国は国内法を整備、国内実施計画を作成し、規制強化に努める」などである。

2020年を目処に、段階的に製造、輸出入が禁止される水銀添加製品としては、電池、スイッチ・リレー、電球型蛍光灯、蛍光灯、水銀灯、せっけん・化粧品、殺虫剤・殺生物剤、血圧計、体温計(温度計)などがある。

INCでは、国際的な環境NGOであるIPENやZero Mercury Working Groupがオブザーバー参加し、強い法的規制と途上国への猶予規定・除外規定の削除、被害未然防止のための「汚染者負担原則」の確立などを求める活動を実施した。

## 水銀規制に関する日本の課題

水俣病を引き起こした日本は、クロロアルカリ工程や塩化ビニール工業による水銀不使用や電池、体温計などの水銀フリー化(水銀不使用)を世界に先駆けて実施し、水銀の使用量を削減してきた。水銀の国内使用量は年間数トンまで減少している。一方、非鉄金属精錬等での回収や蛍光灯・電池など廃棄物からの回収で、年間100トン程度の水銀が回収され、途上国等に輸出している。今回の条約では、「水銀の輸出は、適正な保有目的や締約国が認めた場合に限り、輸入同意書をとった上で認める」と水銀貿易を制限しているが、小規模金採掘への使用は認められているので、輸出に歯止めがかかったとは言い難い。

EUやアメリカが国内法で輸出禁止を始めており、日本も同様に輸出制限を行うことは、先進国として、条約締結のホスト国として、求められている。余剰水銀を輸出できなくなれば、日本国内で長期保管せざるを得なくなる。半永久的な水銀保管のための方法や場所を検討する必要性に迫られている。

常温でも揮発しやすく、温度によって膨張と伸縮を繰り返す金属水銀をどのように安定的に保管するのか、硫化水銀として固体化し、廃棄物として最終処分することが検討されている。

日本では、地震が多く、数百年単位であっても、安定した地層、地質構造を見出すことは不可能に近く、高レベルの放射性廃棄物の長期貯蔵について予定地が決まっていない。同様に、水銀廃棄物の最終処分地を日本国内で確保することは簡単ではない。

## 水俣条約の名に恥じない水俣病の解決

水俣病は、世界最大規模の有機水銀中毒被害であるが、半世紀たっても、問題が解決できていない現状で、今こそ、「水俣病の教訓の内実」が問われているといえる。

水銀条約に、水俣の名前を冠する前に、水俣病問題の解決に努力するのが、日本政府の使命であると考えられる。また、水俣湾の水銀ヘドロを浚渫し、埋め立て造成したエコパークや旧八幡残さプールに残存する水銀の半永久的な管理対策は、未だ検討されておらず、将来的な環境汚染の可能性は残ったままである。

さらに、余剰水銀の輸出禁止、長期保管体制づくりなどの課題を解決し、世界が目指している3年後までの条約発効のために、早期批准することが、締結会議のホスト国日本の課題だというのが、会議に参加した感想である。



## 《報告》

# 東北タイルーイ県のナ・ノン・ボン村を訪れて

## — 鉱山開発と健康 —

熊本学園大学社会福祉学部  
(水俣学研究センター研究員)

下地明友



### 1. 鉱山開発と健康

熊本学園大学水俣学研究センターのメンバーで、地元の環境NPO「EARTH」のヌーンさん、ダワンさんと連携して、東北タイルーイ県のナ・ノン・ボン村を訪問した。環境調査と健康調査(理解)が目的であった。メンバーは、団長宮北、花田、中地、田尻、井上、通訳吉村、そして下地。接触はすでに、その訪問前から、地元の人々の声が耳に届いていた時点で始まっていた。住民との交流；地元の手料理と歓談。地元の言葉での挨拶。民泊は実に親和的。鉱山開発があり、行政はすでに健康被害を想定してのことだろう、重金属類(水銀、砒素、シアン、カドミウム、鉛など)の血中濃度の測定や水質検査は施行していた。その結果のデータはNPO「EARTH」より入手していた。資料をもとに、血中濃度が高い住民や何らかの臨床症状を呈していた住民を診察する機会が得られた。

### 2. 住民の身体を診察する：住民の声、身体の声

身体診察前の詳細な生活歴や家族歴の聴取は必須で、井上、田?が活躍した。住民は鉱山開発による健康被害に不安を抱えていることが伝わってくる。金鉱山とシアン、水銀、井戸水の砒素濃度、田んぼの異常不作、通常の医学的類型を逸脱する身体変化などによりなんらかの健康被害が生じていることは予想された。その一端を記す。

糖尿病と高血圧の既往を持つ50歳代の女性は、既往症では説明しにくい症状を呈していた。四肢のしびれ、手のからすまがり、四肢末端優位の感覚障害が認められた。からすまがり、土地の言葉で「ムンチャー」と呼ばれている。しびれは、「プヤット・セン」と呼ばれているので、「ひょっとして」、という懸念からとりあえず「ムンチャー・プヤットセン症候群」とその場でとっさに命名してその後の住民診察を続けた。55歳の男性は、4年ほど前から筋力の低下などで始まり、高度な筋力低下と筋萎縮が進み歩行は困難となっていた。舌にも筋萎縮がある。下肢の痛みも強い。鉱山の「テーリング・ポンド」が雨で決壊して田んぼに汚水が流れ込んだこともあった。運動失調は強く、四肢末端優位の感覚障害、上下肢のミオクローヌスもある。50歳の女性は、全身の黒い斑状の色素沈着、ケラトージスがある。口腔内の色素沈着を認めない。感覚障害は

明らかではない。屋敷内の井戸水の砒素濃度が高く使用禁止となったが、実は、もち米を一晩水につけるとときには使用していたという。皮膚の全身発赤(?)があり、病院に入院したが、アレルギーということで、なぜか(大量の?)プレドニゾロン(副腎皮質ホルモン)の点滴を受けている。デング熱との鑑別が必要だが医学的診断はなされていない。

タイの国や行政は、健康調査への「着手」(血中濃度や水質調査のデータ)、井戸水の使用禁止などの対応は早いと評価できる面はあるが、しかし住民の「身体そのもの」に関わる対応は鈍く、住民との対話を深めることが必要である。

### 3. 東北タイコンケン県におけるヘルス・ケア・システム：近代化・医療化と文化

タイのヘルス・ケア・システムには多くの学ぶ点があった。今回はその一端を紹介するにとどめる。まず、認知症のケアのエピソード；自宅で認知症のかたが興奮したときには、まあ～まあ～ととりなしながら、近所の親和力が発揮されている。地域共同体の親和性は高い。しかし農村部と都市部とはかなり様相が異なる印象で、ヘルスケアと近代化という課題は残る。

妊娠をめぐる；以前の在宅出産から、現在の病院出産へ。妊娠から産褥期まで行政的に支援がある。ここは海岸から遠い山間部なので、ヨウ素不足予防のために子どもへのヨウ素の投与、およびデング熱対策などが区域ごとにおこなわれていた。

「在宅死」は非常に高率であるが、背景には、伝統的な文化や穢れ感がある。自宅外における死亡は、魂が穢れることを意味する。もし病院で死亡すれば、自宅の中へは入れない。穢れた魂を家に入れられないという伝統的な信仰のためである。交通事故死でも同様である。いわゆる家族墓という習俗はないという。

ヘルス・ケア・システムは、ヘルス・ケア・センター(ヘルスプロモーション・ホスピタル)、ヘルス・ボランティア(“O So Mo”)制度、コミュニティ・ナース制度から多くの学ぶ点があった。薬草医療も活発である。行政による住民の身体管理と健康の医療化は住民の生活や文化の変化と連動している。「養生」の意味を再考する訪問であった。

《報告》

# 中国淮河の現地訪問

水俣学研究センター長 花田 昌 宣

2013年10月28日から11月3日まで、北京の清華大学で開かれるシンポジウム「水俣病の経験とその教訓」での講演ならびに研究討議に招聘され中国を訪れた。私の方からは河南省淮河の汚染の現地訪問をお願いした。

この現地訪問にあたっては、清華大学公共管理学院王民教授とそのスタッフが昨年9月の国際フォーラムで報告していただいた淮河衛士のフォ・ダイシャンさんらのグループと調整してくれ、教授自らランドクルーザーを運転しながら、北京から1,000km離れた現地を訪れることができた。

中国は既に多く報道されているように環境汚染が急激に進んでおり、大気汚染は深刻である。と同時にPM2.5の様に日本でも大きく報道されることはないが河川の汚染は深刻である。黄河と長江のあいだに位置する大河である淮河の深刻な汚染は2004年秋にフォさんら淮河衛士（環境NGO）の尽力により中国でも報道され特に「癌の村」の存在が国内外で知られるようになった。



味精工場の浄化設備を案内してくれるフォさん（写真：水俣学研究センター）

私たちは、汚染源の味精（味の素）企業や皮革産業のかつての工場を内部まで見せていただき、とともに浄化設備の説明も受けた。

さらに、汚染による被害を受けた村もフォ

さんの案内でまわり、汚染の経過や浄化活動の成果などをヒアリングして回った。

さらに癌が多発している村に行き、村長からのヒアリングや



王名清華大学教授とともに癌の村を訪問（写真：水俣学研究センター）

癌に罹患している人のお宅を訪問しお見舞いの方々、話を聞くことができた。

現在、淮河の汚染は、収まっているようだが、現地調査の常として私にはわからないことも多かった。第一に汚染のデータがよく分からない。住民は化学者でも分析の専門家でもないの、なんという重金属が何ppmというよりは、汚染の激化とともに自然の異変が起き、動物たちが死に、かつてないほどの癌が増えていったことこそが問題なのであった。原田先生が2005年に訪れていて何人か検診されたが、多重汚染であり淮河病と名付けられていた。本来望まれる疫学調査や汚染データが得られないことこそがこうした公害問題の根源であり、淮河公害と名付けるほかない。水俣病が単なる有機水銀中毒ではなくあくまでも水俣病と呼ばなければならないことと通底する。

水俣学の国際発信とは、このような現地調査を重ね、顔の見える関係の中で問題を共有することにその神髄があると改めて確認した。水俣病の教訓に学ぶとはお互いの失敗を理解し合うことに他ならない。

## ML 配信のご案内

水俣学研究センターでは、水俣学関連の新聞記事（現在は熊本日日・朝日・西日本・南日本新聞を対象）や各種情報をメール配信しております。

配信ご希望の方はMLに登録する必要がありますので、**お名前・所属・メールアドレス・TEL・FAX等を m-genchi@kumagaku.ac.jp** まで送信下さい。

その際、件名に**ML 配信希望**と明記ください。

登録完了までに時間を要する場合がございます。あらかじめご了承ください。登録完了後、平日（祝日、夏・冬季休業期間をのぞく）に配信いたします。

おはようございます。 **このようにお送りします。**  
12月10日（火）の熊本日日・朝日・西日本・南日本新聞に掲載されている水俣病・水俣芦北地域の関連記事です。

12月10日（火）朝刊  
熊本日日新聞

【2面】  
社説：水俣病 認定基準見直ししかない

【3面】  
水俣病救済 「制度の問題点浮上」新潟知事、環境省通知で

【16面】  
町から村から：芦北町●グリーンカーテンコンテスト表彰式

南日本新聞  
【26面】

手帳返上でも「認めず」水俣病申請 環境省が通知  
場当たり対応 新潟知事批判  
以上です。

## 《報告》

## 新たな資料の公開

当センターでは、これまでの研究活動の成果として不知火海沿岸の訴訟関連資料・行政資料や膨大な研究文献、また水俣・芦北の患者や漁民宅に残されていた文書・写真・日誌などの資料、新日窒労組より寄贈された十数万点の文献・写真・現物資料を集積し、「水俣学研究センター所蔵資料データベース」として2009年から公開しています。広範な学問領域にわたる水俣学関係研究文献の網羅的なデータベースを基礎に今後の国内外の研究に寄与することを目的としています。

今年度、新たに次の資料を公開しました。1 水俣病研究会の文献資料と資料画像100点、2 元NHKアナウンサーの故宮澤信雄さんの文献資料962点(以下、宮澤資料)、3 不知火海総合学術調査団の団長も務めた最首悟先生の文献資料318点(以下、最首資料)です。また、2012年3月から公開している新日窒労組旧蔵資料の「映像で見る新日窒労組の歴史」の無声映像に音声と字幕をつけアップロードしました。

水俣学研究センター研究助手 井上 ゆかり

ここでは、宮澤資料と最首資料の特徴を紹介します。宮澤資料には「MDノート」と題された63冊に及ぶ取材ノート、取材で入手した行政資料、訴訟の証人尋問準備ノートなどがあります。なかでも取材ノートの審査会や役人などの頁を読むと、建前だけで終わらせるものかという気迫すら感じます。資料をとおして自分の主体との関わりで真実を追い求める氏の姿が感じていただけたと思います。

最首資料には、1976年からの不知火海総合調査で蒐集した湯浦漁協の漁網図や漁業許可一覧、1961年の漁民日記、漁民への聞き取りをテープ起こしした資料などを含んでいます。漁民日記には、漁業の内容や出納、自らの体調の不具合などが詳細に書かれており、海とともに生きる人びとの歴史を辿る貴重な記録だといえます。これらの目録が示す生きた証が後世の研究者の手に届き、その意味が読み解かれることを願い、公開するものです。

## 《報告》

## 水俣市湯出の産廃計画跡地に「メガソーラー」?

～太陽光、風、水は誰のものか～

水俣学現地研究センター長 宮北 隆 志

水俣市湯出地区の産廃処分場計画跡地の山林に、民間事業者による大規模な太陽光発電施設(メガソーラー)の建設計画が立てられ、昨年12月4日に、地元住民への説明会が突然にも開催された。

出力1万5,000キロワットのメガソーラー建設予定地(総面積86ヘクタール)は、クマタカの営巣地であり、貴重な湧水と地下水の涵養域でもあり、一方では、斜面崩壊の起きやすい地質構造であることなどを、水俣市民が、自らの調査によって一つひとつ明らかにする中で、IWD東亜熊本による産廃処分場建設を断念させた、市民の強い思いが込められた土地である。

2011年3月11日後に起きた東京電力福島第1原発事故(事件)を受けて、あらためて明確にされたのが、原発に依存した社会・経済システムからの脱却であり、ひとり一人が日々の暮らしのあり方や生き方を問い直す中での、それぞれの地域における新たなエネルギー政策の確立である。

再生可能エネルギーを活かした持続可能な地域社会の再構築を考えると、最も大事にしなければならないことは何か。それは、地域に根ざした主体が、地域固有の資源としての太陽光、風、水、地熱、バイオマスなどを、そこに暮らす人々のニーズを満たすこと

につながるように活用することである。地域住民が地域の資源を優先的に利用する権利を住民の権利とする「地域環境権」の法的位置づけを明確にしていくことが求められている。

熊本県内では、昨年未までに47か所で14万キロワットのメガソーラーが設置されたとされているが、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における住民への情報提供と住民の主体的参画が保障されているとは言い難い状況である。今回の湯出地区における大規模開発計画(公園化、温泉や飲食施設などを含む)においても、事業の全体像が明らかにされない中で、この2年間、事業者が一方的に九州電力と売電契約を結び熊本県や水俣市との事前協議を進めていることは看過できない。

「原発安全神話」の完全崩壊は、持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを「加速化」させる必要があることを、あらためて強く認識させるものであった。大量生産・大量消費を前提とした大規模集中の発電事業から与えられた電気を使うだけの時代に終止符を打ち、地域の自然特性を生かしたエネルギーの地産地消の実現に向けた取り組みを水俣から創り出していきたいと思います。



## 《報告》

## 新たな発見と驚き～みなまた地域研究会の活動を通して

みなまた地域研究会  
(水俣学研究センター客員研究員) 永野 隆文



「水俣の海の調査をすることになった。修学旅行のガイドで、きれいな海になったという紹介をしているが、サンゴが棲むきれいな海と、魚が湧く豊かな海は違うということにやっと気づいた。海を語ることができるように調査をしていきたい。」

この文は、昨年4月、鹿児島大学の佐藤正典先生を招いての海の調査の感想をFBに投稿したものだ。私自身、水俣の海＝水銀という視点しかなかったので、観察方法について指導を受け、目からうろこの思いだった。

例えば、「ハボウキガイ、ツバサゴカイ」、皆さんにもなじみがないと思うが、観察してみて愛情を覚えた。そして楽しかった。茂道のひじきのじゅうたんや、その上で昼寝をしているかのようなヒトデのカップル。あちこちにある湧水。笑い声や、笑顔が絶えない市民活動は初めての経験だった。楽しみ遊びながら、本来の海とは何かを探り、海を暮らしの身近なところに引き寄せる、私たちが引き寄せられる。みなまた地域研究会では、こんなことを今やっている。

前置きが長くなったが、みなまた地域研究会について、その勧誘文を引用して紹介する。

「みなまた地域研究会活動の趣旨は、水俣病50年の歴史がもたらしたものを改めて見直し、真の住民自治に基づいた街づくりに寄与することです。私たちは水俣病は終わらないという視点に立ち、歴史と現在の教訓を将来に生かすことを目的にしています。

水俣は、水銀を始めとする重金属などによって海が汚染され水俣病が引き起こされるとともに自然生態系も大きな影響を受けました。チツッが排水を停止したとされる1968年以降果たして海はよみがえったのでしょうか？ダイオキシン汚染なども明らかになっています。地域住民にとっては、海や海辺の暮らし、そしてそれを取り巻く自然生態系に関してはよくわかっていないため、市民によって調査を進める事としました。

具体的には、ゲストを迎えての学習会、不知火海の魚介類（海の生物）と海の再生についての調査、水俣湾周辺の花の生き物調査、漁業者や古老から海の生態系の子の聞き取り



～みんなの笑顔～ (写真提供：熊本日日新聞社)

等々を計画しています。そのことにより、公害によっていったん破壊された環境がいかに変容しているか、あるいは再生しているかを明らかにできたらと思います。それは自らの環境を守り、豊かにしていくこととなり、水俣病という負の遺産を活かしていくことにつながると考えています。」

7月、鹿大の佐藤正典先生の学習会を開催した。先生は、干潟が水質浄化や魚介類の生産（産卵保育）の面から重要な場所であることや、これからの水俣の海を考えるとときには、水銀の問題が大きいが、それ以外の山の伐採や植樹や棚田との関係、沿岸部の開発による地下水への影響も懸念され、海を救っても陸のほうが無頓着ではいけない、と指摘された。

また、魚付林（おうつきりん）の日影が、海の生き物に様々な恩恵をもたらすという話は、その影でのんびりと昼寝をしたり産卵する様子が想像できて、海がより身近に感じられた。

8月、ダイバーの新井章吾さんは、水俣の海に潜りその様子を報告された。

「調査C地点の海底湧水は、かなりの量。埋め立てをしないで遠浅の海ならもっといっぱい湧水があるはずだが、埋め立てをしてしまったので水が貯まる場所がなくなってしまっている為、綺麗な水の層が出てくなくなっている。将来的には再生が必要。海底はすごく暗い。珊瑚が沢山ある。モヤモヤして見えるのは、海水と淡水が混じっている為で、プランクトンがいっぱい発生するので魚が集まってくる。サンゴの仲間がたくさん生えている。水俣湾は水が湧くところを壊してしまったので、湧水の恩恵に預かれない。有機物が極めて少ない」というもの。その他にも、海藻の減少とアイゴ（水俣ではヤノイオ）の生態が密接に関係しているため、藻場を守るために「みなさん、アイゴを食べましょう！」という愉快な提案もあった。

本年、1月には鹿大の富安卓滋先生の「不知火海の汚染～水銀調査から見てきたもの」学習会を開催。海底泥中の水銀の分布についてお話を伺った。私は数字が苦手、分析の数値を並べられるとまず思考停止、科学的判断より感覚的な判断に流れがちだが、お話を伺ってこれは克服しなくてはと思った次第。

みなまた地域研究会の活動は、刺激的でワクワク感もあり、水俣の海を究めることにつながればと思っている。

## 水俣学研究センター日録

## 10月

- 2日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・平郡(大学)
- 3日 水俣学講義②「水銀に関する水俣条約外交会議とは何か、どんな条約なの?」：中地(大学)
- 5～11日 水俣条約「水俣学研究センター展示」：びぶれす広場(熊本)
- 5～6日 水俣から水銀条約を問う国際シンポジウム：花田・中地・宮北・井上・田尻(水俣)  
花田報告「水俣病の歴史と現状」
- 7～11日 水銀条約会議：中地(熊本・水俣)
- 8日 健康・医療・福祉相談：下地(水俣)
- 9日 水俣条約「水俣学研究センター展示」熊本県環境センター(水俣)
- 10日 水俣学講義③「亡き母の水俣病を認めさせた36年間の闘い」：溝口・高倉氏(大学)
- 10～11日 水俣条約「水俣学研究センター展示」ホテル日航(熊本)
- 12日 大分県教組直入支部青年部・福岡市教組青年部 水俣研修受け入れ：田中(水俣)
- 13日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・田尻・平郡・谷(大学)  
第10期公開講座①「洪水後のタイ社会の現状」：吉村
- 17日 水俣学講義④DVD上映
- 18日 第21回公開セミナー 船津氏(大学)
- 20日 介護福祉士学会講演「水俣病患者の福祉の課題と被害の社会的意味」：花田(大学)
- 22日 公開講座②「韓国の文化と東アジア」：申氏
- 22～25日 日本公衆衛生学会報告：宮北・田尻・井上・中地(三重県)
- 24日 水俣学講義⑤「水俣への旅がはじまりだった」：小林氏
- 26～28日 福島調査：中地
- 27日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・阿南(大阪)
- 27～11月3日 中国水銀汚染地域など調査：花田
- 29日 公開講座③「中国の変貌する親子関係と法」：陳氏
- 30～11月5日 タイ鉾山被害地域調査：宮北・吉村

## 11月

- 5日 公開講座④「国際結婚を考える—ロシア人と日本人の場合」：ムヒナ氏
- 7日 水俣学講義⑥「「みなまた」と私」：宮井氏
- 9日 韓国順天郷大学水俣研修受け入れ：宮北(水俣)  
「原田正純追悼 三池・水俣そして福島 専門家の責任とは何かシンポジウム」：井上・山下

- (福岡)
- 10日 第50回三池大災害抗議集会「三池CO闘争を闘いつづけ50周年」：井上・山下(荒尾)
- 11日 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム第35回課題検討会『脱水銀社会』シリーズ①：宮北・中地・藤本(水俣)
- 12日 公開講座⑤「原田先生と回った世界の水銀汚染—水俣条約のその後」：中地
- 14日 水俣学講義⑦「チッソ労働者は水俣病にどう向き合ったか」：石田氏
- 15・17日 胎児性世代の被害に関するWG：花田・井上(大阪)
- 16日 大阪人権博物館リバティ大阪シンポジウム「水俣病と向き合った医師たち—今とこれから—」：花田・井上(大阪)  
みなまた地域研究会袋湾調査：田尻・山下・永野・大嶽・佐藤(水俣)
- 19日 新潟調査・新潟大学社会学的思考法 新潟水俣病特別講座「熊本の水俣病を知る」：花田(新潟)
- 21日 水俣学講義⑧「記憶と忘却—水俣病を取材する理由」：東島氏
- 23日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・田尻・伊東・谷・山下・平郡・牧口(水俣)
- 28日 水俣学講義⑨「胎児性水俣病は今 放置された世代」：田尻  
法政大学大原社研シンポ「水俣学関連資料管理・活用の現状と課題」：花田(法政大学)
- 30日～12月1日 福祉環境論特講：宮北・守弘(水俣)

## 12月

- 5日 水俣学講義⑩「海とともに生きる人びと」：井上
- 7日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・阿南・谷(大学)
- 8日 チッソ労働運動史研究会：花田・井上・富田・鈴木・石井・福原・磯谷(大学)
- 9日 社会的企業研究会：花田(滋賀)
- 12日 水俣学講義⑪「水俣病認定基準問題の解説と今日の課題」：三浦氏
- 16日 水俣学研究センター臨時総会
- 17～26日 タイMTP・鉾山被害調査：宮北・吉村・(21～26日)花田・中地・下地・井上・田尻
- 19日 水俣学講義⑫「水俣病訴訟最高裁判決の意味と現在の課題」：山口氏

## 編集後記

水俣病に対する国の対応には、二枚舌・面従腹背・欺瞞という言葉しかでてこない。福島もしかり。(M・T)

## 水俣学通信

第35号 2014.3.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣  
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター  
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320  
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp  
印刷／ホープ印刷株式会社